

たるたるハート 148号

垂水区ボランティアセンターだより



お*知*ら*せ

発行：社会福祉法人
神戸市垂水区社会福祉協議会
垂水区ボランティアセンター
〒655-8570
神戸市垂水区日向 1-5-1 2F
TEL078-709-1333
FAX078-709-1332



注目!

3月1日~

ボランティア市民活動災害共済の申込受付が始まります

2022年度のボランティア市民活動災害共済の手続きが3月1日(火)より始まります
補償期間は2022年4月1日~2023年3月31日までの一年間となります。

掛金(保険料) 年間500円・600円(2種類)

《**注意点**》①補償期間は、加入手続き日の翌日からです。4月1日からの加入をご希望の場合は、3月31日までにお手続きください。

②加入者が法人の場合のみ、押印(法人代表者印)が必要です。(複写3枚とも)

ボランティアセンターからのお知らせ方法について

重要!

ボランティアセンターからのお知らせ方法を、現在の郵送から、メールでの発信に、切り替えていきたいと思えます。(メール受信が難しい方には、これまで通り郵便でお知らせをいたします)
メールでの受信が可能な方は、お手数をおかけしますが、一度、下記のアドレスに、メールをお送りください。(次の①~③を、お送りください)

- ①「お知らせメール可」
- ②個人登録の皆さま ⇒ お名前
団体登録の皆さま ⇒ グループ名・お名前
- ③お使いの機種(スマホ・パソコン・ガラケー など)

※団体登録の皆さまへ

- ・メールの登録は、1団体1名でお願いします。
- ・データでお送りする「たるたるハート」や「講座のご案内」などは、グループのメンバー様に転送していただき、情報共有にお使いください。

お送りいただいたアドレスを登録して、ボランティアセンターより確認のメールをお送りします。下記のアドレスからのメールを、受信できるように設定をお願いします。
スマートフォン・パソコン以外の方も、外部の講座などちょっとしたお知らせ、ボランティア活動に関すること、緊急のお知らせ等をお送りしますので、登録をお願いします。

スマートフォンの方は、右のQRコードからメール作成すると簡単に送信できます! 入力する内容も2つだけ!!



垂水区ボランティアセンターのアドレスはこちらです



vcinfo@tarumi-csw.or.jp

ボランティア登録の更新は2年ごと！ 令和4年度は 個人登録ボランティアさんです！

個人
ボランティア

登録更新の対象は、2021年3月31日までに、新規登録 または 更新された個人登録ボランティアさんです。

該当される方には、今回のたるたるハートと一緒に「ボランティア活動登録票」（ブルーの用紙）（現在の登録内容）をお送りしています。

内容を確認し、変更箇所を訂正していただき、FAX・メールで、ボランティアセンターまでご提出ください。訂正のない場合は電話でのご連絡でも構いません。

ご連絡は 3月31日までにお願いいたします。

*2021年4月1日以降に初めて登録された方は、自動的に更新されます

助成金の申請締切日が近づいています

★県民ボランティア活動助成

*8月31日までにエントリーをされているグループが対象です。

4月1日（金）〈最終提出期限〉

★「神戸市社会福祉協議会ボランティア基金」

ボランティアグループ活動助成

*申請要件を満たしているグループには、10月に申請案内を郵送しています。

3月31日（木）まで〈※3月31日の活動を申請される場合は、事前にご連絡ください〉

★★県民ボランティア活動助成と、「神戸市社会福祉協議会ボランティア基金」ボランティアグループ活動助成の、重複しての申請はできません。

令和4年度 明日に架けるたるみ応援 ハートブリッジ助成

最大30万円助成します！
（少額の活動でも申請OKです！）

対象

- ・垂水区内で活動される団体
- ・活動を広げたい、新しい取り組みをしたい団体

申請締

6月17日（金）必着

※採択には審査があります。

※応募方法や詳しい内容につきましては、
垂水区社会福祉協議会 ☎708-5151
（内線361/中田）までお問い合わせ下さい。

～私たちにできること～

国籍、性別、出身地、障害の有無、年齢、性的指向・性自認、など。人にはそれぞれ違いがあります。

私たち、一人一人が、これらの違いを“多様性”として認め合える多文化共生社会をめざしましょう。「そのために何ができるのか」を一緒に考えてみませんか。

◆「人権に係わる市民のための法律相談」◆

差別等でお困りの方に弁護士が問題点の整理や解決の方策等について相談に応じます。（要事前予約）

※月1回、神戸市役所内で開催。
詳しくは市福祉局人権推進課にお問い合わせください。（電話078-322-5234）

※他の専門相談や他機関の窓口の方がふさわしいと思われる場合には、適切な相談機関を紹介することがあります。



そんな社会で
ありますように。



わたしが、
わたしで、
生きていける。

神戸市はお互いの個性を尊重し、「多様性」を認め合う社会の実現をめざしています。
「神戸市外国人に対する不当な差別の解消と多文化共生社会の実現に関する条例」が施行されています。

神戸市
City of Kobe
KOBAY
神戸市
Kobe City
外国人労働者支援課
TEL: 078-322-5234

「編集後記」 立春もすぎ、暦の上ではもう春🌸 もう少し暖かくなったら、どこかにお出かけしたい！ もちろん三密をさけて(笑) もしかすると『たるたるハート』をお読みいただいた皆さんの中には、お子さんやお孫さんの、卒業式や入学式を楽しみに、ワクワク♪されている方もいらっしゃるかも…？ なんだか春っていいですね。ただ今、ボランティアセンターでは、年度末の業務と、新年度の準備が同時進行中です(笑) これからも様々な情報発信をしていきたいと思っています。皆さまご協力よろしくお願いいたします😊 あらき